



てしかが観光塾を開催!



弟子屈町観光振興計画のスローガンである「行きたいまちへ、生きたいまちへ。」と題し、てしかが観光塾を11月5日～6日の2日間、川湯ふるさと館で開催しました。

同塾は、てしかがえこまち推進協議会が主催するセミナーで、「観光を担う人材を育成する」ことを目的に毎年本町で開催しており、今年で15回目。今年も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として現地参加を20人に限定しましたが、全国各地から19人の塾生が参加したほか、オンラインでの配信では、12人が参加しました。

国土交通省認定観光カリスマで本塾の副塾長である山田桂一郎さんや、国内外で地域振興や人口問題などに関し精力的に活動している(株)日本総合研究所調査部主席研究員の藻谷浩介さんなど、持続可能な観光の地域づくりに関して多くの実績を持つ方々を講師に迎え講座を実施し、参加した塾生は熱心に耳を傾けていました。



観光振興計画に関するアンケートを実施します！

町では、観光振興計画に関するアンケートを町公式LINE（ライン）にて実施します。町公式LINEをお友達登録している方に送信されますので、ご協力をお願いします。

LINEを利用していない方を対象に、町役場と道の駅摩周温泉でも同様のアンケートを行います。

・実施時期／12月12日(月)～23日(金)　・実施方法／町公式LINEにて配信

回答者へは、道の駅摩周温泉で使える300円クーポンを抽選でプレゼントします。



LINE@
QRコード

申込・問い合わせ先／役場観光商工課観光振興係 486-7731（係直通）FAX 482-1877

えびいろ よあけ 「葡萄色の旦【木樽熟成】」の一般販売開始します

2021年産の弟子屈町産ブドウ100%の赤ワイン「葡萄色の旦」を10月3日に一般発売し、たいへんご好評を頂きました。引き続き12月15日(木)からは、木製樽で熟成させた「葡萄色の旦【木樽熟成】」を一般販売します。

このワインは、山ぶどうの持つ個性的で力強い酸味とフレッシュな味わいで、野趣あふれる果実味が特徴です。木製樽で8ヶ月間熟成したことにより、マイルドで香り豊かに仕上がってます。ぜひご賞味ください。

販 売 日／	12月15日(木)
一般販売店舗／	A コープてしかが、角藤商店、西沢商店、ビックリッキー弟子屈店、右近商店、ライフショップ万代、フレンドリーショップきたさん、摩周湖レストハウス、硫黄山レストハウス、道の駅摩周温泉 (順不同)
価 格／	3,350円(税込)
量／	720ml

問い合わせ先／弟子屈町ブドウ・ブドウ酒研究会事務局(役場農林課農政係) 482-2936 (課直通)

高齢者・障がい者世帯などの皆さんへ

屋根の雪下ろし費用を補助します

弟子屈町社会福祉協議会では、お住まいの家屋の屋根の雪下ろしが困難な高齢者の方などの世帯を対象に、雪下ろしを登録事業者へ委託した場合の費用の一部を補助します。

▶ 対象世帯

- ・高齢者世帯／おおむね70歳以上の方のみで構成されている世帯(年齢は令和4年4月1日現在)

- ・障がいのある方のみの世帯／身体障害者手帳1級、2級、3級(肢体不自由)の世帯

- ・その他／その他、町社会福祉協議会が上記に準ずると認めた世帯

※雪下ろし費用の補助の対象となるのは、落雪などにより明らかに自己または近隣住宅などの損壊の恐れがある場合や、同じく通行者へ被害が及ぶ恐れがある場合に限られますので、ご注意ください。



▶ 対象経費／屋根の雪下ろしにかかる費用

▶ 補助額／かかった費用の2分の1の額で1回あたり1万円を上限

▶ 補助回数／年度内3回まで(令和5年3月31日まで)

▶ 対象となる事業者／町社会福祉協議会に登録された事業者

▶ 手続き方法

①雪下ろしが必要になった時点で、町社会福祉協議会へ交付申請書を提出します。

②申請書に基づき町社会福祉協議会で審査後、補助の可否を決定し、申請者へ連絡します。

③申請者の方は決定の連絡を受けた後、町社会福祉協議会に登録された事業者へ作業を依頼してください。

④雪下ろし完了後、速やかに実績報告書(作業前後の写真、支払った領収書の写し添付)を町社会福祉協議会へ提出してください。審査の上、決定者の方へ補助金を交付します。

□ 申し込み・問い合わせ先／弟子屈町社会福祉協議会 482-1054(土・日曜日、祝日を除く)

除雪作業にご理解とご協力を お願いします



除雪作業の出動は、降雪量がおおむね10cm以上、または地吹雪、吹きだまりで交通に支障があると判断されたときに、主要幹線および通学路、集乳路線を優先的に行います。

「吹雪、暴風雪警報発令中、および夜間」の除雪は、原則として行いません。

□ 路上駐車は除雪の障害

除雪作業で最も障害になるのが、路上での駐車です。路上に放置された車のために、除雪車が通れなかったり、除雪作業ができなかったりすることがあります。

□ 歩道などに物を置かない

歩道や路肩に、陳列品や旗立て用のコンクリート、木材などを置いておくと、吹きだまりの原因になったり、除雪の障害にもなったりします。あらかじめ、道路から離れた場所に移動させてください。

□ 除雪車には気をつけて

除雪車の運転技術者は、安全第一で細心の注意を払っていますが、作業稼動時はたいへん危険です。

特に子どもの行動には目を配り、除雪車に近づけないようしてください。

今年もまた降雪シーズンを迎え、厳しい冬に突入です。

町では、皆さんの生活や生産活動を支えるために除雪作業を行いますが、皆さんのご協力を得て除雪作業をスムーズに進めることができます。経費抑制の上でも必要不可欠となってきますので、ご理解とご協力をお願いします。

町道除雪についての問い合わせ先／役場建設課 482-2941(課直通)

国道除雪についての問い合わせ先／釧路開発建設部弟子屈道路事務所 482-2327

道道除雪についての問い合わせ先／釧路建設管理部弟子屈出張所 482-2147